

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

匝瑳市

2 構造改革特別区域の名称

匝瑳市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の区域

匝瑳市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、千葉県の北東部に位置し、東京都心から約 70 キロメートル、千葉市から約 40 キロメートル、成田空港からは約 20 キロメートルの距離にある。

市の中心部を J R 総武本線と国道 126 号が東西に走り、沿線には市街地が形成されている。成田方面とは国道 296 号で結ばれている。面積は 101.52 平方キロメートルである。

東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市及び香取郡多古町に接し、南は太平洋に面している。市の北部は、谷津田が入り組んだ複雑な地形の台地部となっており、里山の自然が多く残されている。東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いている。

気候は、夏は涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温は約 16 度で、冬でも降雪はほとんど見られない。

(2) 人口

本市の人口は、平成 7 年(1995 年)国勢調査の 43,357 人をピークに減少を続け、令和 2 年(2020 年)国勢調査では 35,040 人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年(2018 年)に公表した推計によると、本市の人口は令和 22 年(2040 年)には 24,114 人に、社人研推計に基づくまち・ひと・しごと創生本部の作成資料では、令和 42 年(2060 年)には 15,006 人になると見

込まれており、人口減少の急速な進行が想定されている。

こうした中で、本市は第2次匝瑳市総合計画や第2次匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、様々な地域振興施策を展開してきたところであるが、人口減少には歯止めがかかっていないのが実情である。令和4年4月からは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく一部過疎地域として旧野栄町の区域が指定されており、人口減少への対応は急務である。

(3) 土地利用

土地利用の構成は、令和3年(2021年)では、田34.5%、畑20.8%、宅地10.4%、池沼0.1%、山林9.6%、原野1.0%、雑種地3.2%、その他19.9%となっている。千葉県全体や県内他市と比べて田や畑の割合が高く、宅地や山林の割合は低い。土地利用は固定化傾向が見られ、構成比に大きな変化は見られない。

(4) 産業構造

産業別就業人口の構成比は、令和2年(2020年)では、第1次産業14.1%(2,176人)、第2次産業25.1%(3,868人)、第3次産業60.6%(9,310人)となっている。第1次産業の構成比については、千葉県平均2.51%や全国平均3.51%と比較して割合が高く、本市において重要な産業と言える。

(5) 農林水産業

農林水産業は本市における基幹産業として、海洋性の温暖な気候と肥沃な土地のもと、土地利用型及び集約型農業が展開されており、水稻を中心に、トマト、きゅうり、いちご等の施設野菜や、ねぎ、ほうれんそう等の露地野菜の栽培、酪農、肉牛、養豚、養鶏等の畜産が行われている。令和2年(2020年)の農業産出額は、142億1千万円であり、そのうち、畜産が69億9千万円、米が33億5千万円、野菜が26億6千万円である。

水稻について、本市は、令和3年産において、千葉県内市町村のうち第3位の作付面積・収穫量を有する産地である。本市の地域ブランド米「匝瑳の舞」は、千葉県の米「ふさこがね」の中でも選りすぐった良質な米で、「ちばエコ農産物」の基準に準ずる認証を受けた安全・低農薬・有機肥料栽培の米として、生産及び良質な特産品を軸にした農産物の知名度アップ、高付加価値化による販売拡大を図っている。こうした取り組みを加速させるべく、平成27年から優れた市内特産品を募集・認定するブランド化事業「匝瑳の逸品」を展開するなどして、情報発信やブランド

化に力を入れている。

しかしながら、市の農業全体の状況をみると、農産物価格の低迷等から農業所得が伸び悩んでいる現状である。また、農林業センサスによると平成 27 年には 1,463 戸あった販売農家数は、令和 2 年には 1,052 戸と 411 戸減少しており、農業者の高齢化や後継者不足が課題となっている。農業者の高齢化や、後継者の不足等により、本市の農家数及び農業産出額は減少傾向にある。

(6) 商工業

商業は、国道 126 号の沿線に商業施設等の集積が進められているほか、既存商店街や商工会等と連携した魅力ある商業空間の形成や、市外企業の誘致に取り組んでいる。しかしながら、事業所数、従業員数はともに減少傾向であり、購買力の市外流出や既存商店街の活力の低下が見られる。

工業は、みどり平工業団地には大規模な工場が集積しており、本市の雇用や製造品出荷額に大きく寄与している。業種は食料品、プラスチック、金属製品が多くを占めている。既存企業の経営基盤強化に加えて、成田空港に近い優位性や、銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上などを生かした企業誘致等の幅広い工業振興に取り組んでいる。しかしながら、事業所数、従業員数はほぼ横ばいであり、製造品出荷額等は減少している。

(7) 観光・交流

本市は、豊かな自然と歴史に根差した多様な地域資源を有している。具体的には、国指定の重要文化財である講堂や総門、鐘楼、鼓楼を有し、境内全域が県指定史跡である「飯高檀林跡」等の文化施設、「都市農村交流ターミナルふれあいパーク八日市場」や「そうさ観光物産センター匝りの里」等の交流施設、市民農園等の体験農園、令和 2 年にオープンした「パークゴルフそうさ」等のレクリエーション施設、八重垣神社祇園祭をはじめとする祭りや地域行事、マリンスポーツが盛んな九十九里海岸等が挙げられる。

本市ではこのような地域資源の積極活用のため、観光ガイドブックの作成や飯高檀林等観光ガイド事業等の観光振興施策を展開しており、地域の魅力発信や観光コンテンツの充実を通じて、交流人口・関係人口の増加に取り組んでいる。

また、地産地消の推進や、生産者と消費者の交流創出にも力を入れている。本市で行われている都市農村交流事業として、都市と農村の総合交流ターミナルである

「都市農村交流ターミナルふれあいパーク八日市場」では、落花生等の作付けや収穫体験を実施している。観光案内所・情報コーナーを併設する「そうさ観光物産センター匝りの里」では、地元産の新鮮な農産物や郷土料理等の販売や、消費者と生産者の交流イベント等を開催している。そのほか、「そうさの米研究会」による米作り体験を通じた交流事業、「アルカディアの会」による自然や他者と触れ合う農業体験や里山の手入れ、「みやもと山」による大豆の種まきから草取り、収穫、脱穀、味噌作りまでを体験できる農業体験・食育体験等が挙げられる。本市におけるこうした事業は、小規模かつ少数であるものの、地域における環境・文化・人材を観光資源化する手法として注目されているほか、実施者と参加者の間に地域や属性を越えた交流を創出し、相互に刺激と成長をもたらす機会として期待されている。

しかしながら、観光入込客数（交流人口）は減少傾向にあり、更なる地域資源の掘り起こしや観光コンテンツの造成が課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義及び目標

本市では、農業者・事業者・関係機関等と連携し、地域資源を活用しながら、米のブランド化の推進などといった地域農業の振興や観光客誘致に取り組んできた。しかしながら、農業産出額や観光入込客数は減少傾向にあり、地域資源をフルに活用した魅力あるコンテンツの磨き上げと実施が必要である。そこで、取組を加速するための更なる方策として、米を主原料とする濁酒を活用した都市農村交流を展開する。

濁酒の製造は、単なる農業振興や観光振興に留まらない。濁酒の特産品化を進め、米の産地としての本市の認知度向上、関係人口の創出や農産物の6次産業化及び高付加価値化の促進等、分野横断的な相乗効果の創出が見込まれる。

また、令和4年7月時点で、千葉県内で構造改革特別区域計画の認定を受けている地域は3地域のみであり、濁酒製造という新たな試みには大きな注目が集まることが予想される。

特に、千葉県は東日本における早場米の産地であり、収穫量においても全国有数の米どころであることから、本市での取組が先行例となって、県内他地域を刺激し、様々な波及効果や連鎖反応を生み出すことも期待できる。

本計画により規制改革の特例措置を活用することで、自らが作った米で濁酒を製

造する農家レストランや農家民宿を営む者が増え、また製造された濁酒を地域資源と組み合わせ、生産者と消費者の交流の場に繋げることで、ヒト・モノ・カネの流動性を高め、もって本市の活性化を図ることを目標とする。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市には濁酒の製造に意欲的な米生産者がいることから、構造改革特別区域計画の実施により、農家民宿及び農家レストランの新規起業や濁酒製造を促進する。これにより、地域農業の振興を図るとともに、本市の魅力向上や認知度の拡大、交流人口・関係人口の増加を促す。

具体的には、以下のような経済的社会的効果が見込まれる。

(1) 地域農業の振興

本市の主力産品である米を活用した新商品の開発や高付加価値化に伴い、地域農業の振興や農業者の所得向上が期待できる。

項目	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
6次産業化に取り組む農家数	22件	24件

(2) 新規起業の増加

構造改革特別区域計画の実施を契機に、農家民宿や農家レストラン等の開業や、濁酒の製造・販売や都市農村交流に関連したビジネスの創出等、地域に根ざした新たな起業が期待できる。

項目	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
農家レストランの件数	0件	1件
創業者数	2件/年	13件/年

(3) 新たな特産品の開発

濁酒の製造は、地域の主力産品である米を活用した新たな特産品の開発そのも

のであり、農業者直売や交流イベントでの目玉となる可能性を有している。

また、構造改革特別区域計画を活用した特例では、生産された濁酒は自己の営業場において飲用に供する場合や飲用に供する業を営む農業者が当該製造免許を受けた製造場において濁酒を販売する場合に活用が限られているが、濁酒の定着化とそれに伴う生産拡大により、酒税法の本則規定である年間最低製造数量（6キロリットル）の基準をクリアすることになれば、将来的には通信販売等による展開や、ふるさと納税の返礼品等としての活用も期待できる。

項目	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
特定酒類製造事業者数	0件	1件
特定酒類製造数量	0リットル	240リットル

(4) 本市の魅力向上・観光入込客数（交流人口）の増加

濁酒を新たな地域資源と位置づけ、豊かな自然や農林水産業といった本市の魅力と一体的にPRしていくことにより、観光客の更なる誘致や都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進が図られる。

項目	現状（令和3年度）	目標（令和6年度）
観光客入込数	698,574人	1,020,000人
宿泊者数	5,488人	7,000人
農業体験・交流イベント参加者数	65人	700人

7 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（構造改革特別区域法第25条第1項第2号に掲げる酒類（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

匝瑳市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒製造は、本市の特産品である米を活用した新たな地場産業の創造であり、農業の活性化やひいては地域の活性化が期待されることから、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。